

入札契約に関する共通事項（条件付一般競争入札）

【物品委託等・財政局契約・条件付一般競争入札（令和2年4月7日更新版）】

個々の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定める。

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 契約ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。

なお、用語の定義は、次のとおりとする。

ア 横浜型地域貢献企業

横浜型地域貢献企業として認定されている者をいう。

イ 災害協力事業者

災害協力事業者名簿に登録されている者をいう。

- (5) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 設計図書の交付等

- (1) 設計図書の交付
設計図書の交付については契約ごとに定める。

- (2) 設計図書に関する質問及び回答

ア 質問の締切日時及び方法

別途指定がある場合を除き公告日の3日後（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を含まないものとして計算することとする。）の午後4時までに、発注情報詳細の「質問フォーム」により送信すること。

イ 質問に対する回答

別途指定がある場合を除き入札期間の初日の2日前（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後1時までに発注情報詳細の「質問回答」欄において行う。

4 入札方法等

- (1) 入札の期間及び開札予定日時については、契約ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた期間内（休日等を除く。）において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）第7条に定める場合を除き、認めない。
- (4) 落札決定にあたっては、別途指定がある場合を除き入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (5) 入札の回数は2回までとする。

(6) 合併入札の場合には、金額はすべての契約の合計金額を記載すること。

5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 7(1)ただし書きの定めにより入札保証金の納付を求められている者が行った委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書4の各号に該当する入札
- (4) 共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
- (5) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札
- (6) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの共同企業体が行った入札
- (7) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組員が行った入札
- (8) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札
- (9) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請における代表者又は受任者以外の名義人によるＩＣカードを用いて行った入札

6 入札参加資格の確認及び落札の決定

開札後、次の手続により入札参加資格の確認及び落札の決定を行う。

なお、最低制限価格制度適用案件においては、「予定価格以下の価格」は「予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格」と、読み替えるものとする。また、種目「不用品買受」に係る契約については「予定価格以下の価格」は「予定価格以上の価格」と、「最低」は「最高」と、読み替えるものとする。

- (1) 開札後、契約ごとに定める予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第21条第1号から第6号まで、第13号及び第14号に定める事項のうち、当該契約ごとに定める入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。
- (2) 前号の規定により確認を行った者の取扱いは、次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該入札者が(1)の入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札候補者とし、入札参加者にその旨を通知し、落札の決定は保留する。
 - イ 当該入札者が(1)の入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者について、(1)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札候補者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (3) 予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、(1)の入札参加資格の確認を行った上で、入札参加資格を満たすことを確認した者について、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (4) 落札決定を保留した後、落札候補者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第21条第7号から第12号までに定める事項のうち、当該契約ごとに定める入札参加資格を満たす者であることを確認するものとする。
- (5) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者について、(1)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (6) (1)において予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者がいないとき若しくは(2)イ又は(5)イにおいて予定価格以下の価格をもって入札した者が他にないときは再度の入札を行うこととし、この場合においても(1)から(5)までの手続は同様とする。なお、すでに無効の入札をした者及び最低制限価格制度適用案件において最低制限価格未満の入札をした者の入札は認めない。

- (7) (4)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、別途指定のある場合を除き、契約ごとに定める提出書類等を、開札日（(2)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の2日後（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後5時までに電子メール（送信先アドレスは「za-joukenshorui@city.yokohama.jp」）により契約第二課へ提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(5)イの手続により落札者を決定する。
- (8) (5)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (9) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。ただし、契約ごとの注意事項に、委託契約に関する入札保証金制度適用案件である旨の記載がある契約（以下「入札保証金制度適用案件」という。）については、入札期間の末日の1年前から入札期間の末日までの間に他の入札保証金制度適用案件において9(4)又は9(6)に該当して指名停止が開始された者に入札保証金の納付を求める。この場合、金融機関の入札保証等をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の納付等に係る書類は、入札期間中に契約第二課に提出すること。入札保証及び入札保証保険の期間は、契約ごとの注意事項に別の記載がある場合を除き、開札予定日から3週間を含んだ日とする。その他の入札保証金に関する事項は委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書に定めるところによる。
- (2) 契約保証金の有無については契約ごとに定める。

8 契約金の支払方法

- (1) 部分払の有無及び回数は、契約ごとに定める。
- (2) 長期継続契約、継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、契約ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額（長期継続契約については支払予定額）の範囲内で、履行済部分に応じて行う。

9 その他

- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）第13条第4項に定めるとおりとする。
- (4) 開札後、次のいずれかに該当するときは、横浜市指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。

ア 落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

イ 落札候補者となった者が、6(7)に定める書類の提出をしない場合

- (5) 6(1)及び(4)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第23条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定された場合は、落札者として決定しないものとする。
- (6) 落札決定後、正当な理由なく契約の辞退を行った場合、横浜市指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。
- (7) 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約である場合、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算が減額又は削減されたときは、本市は当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (8) 入札保証金制度適用案件において9(4)又は9(6)に該当して指名停止となった者には、その指名停止が開始された日が入札期間の末日の1年前から入札期間の末日までの間に含まれる他の入札保証金制度適用案件について、入札保証金の納付を求める。
- (9) 委託契約約款第22条第1項を適用する契約については、契約ごとの注意事項に委託契約約款第22条第1項適用対象契約である旨を記載する。委託契約約款第22条第1項に関する事項は複数年にわたる委託

横浜市報調達公告

契約における全体スライド条項の適用に係る説明書に定めるところによる。

- (10) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領等に定めるところによるものとする。